## 労働安全衛生規則の一部改正について

## 1 ストローク端による危険の防止(第108条の2)

<< 現 状 >>

<< 課題 >>

機械のストローク端に よる危険防止措置は、 工作機械を対象に規制 (第112条)



機械の高機能化により、 工作機械以外の機械の ストローク端による死亡 災害も散見



当該リスクを有する機械に対し、ストローク端による危険防止措置を講じることを 規定

<< 対応案 >>

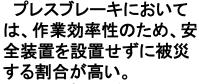


## 2 プレス等による危険の防止(第131条及び附則)

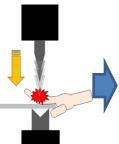
<< 現 状 >>

<< 課題 >>

①プレス機械については、スライドによる危険防止措置を講じることとなっている。(第131条)



一方、プレスブレーキの 作業特性を考慮した新たな 専用の安全装置が開発さ れている。



## 〈〈対応案〉〉

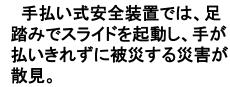
プレスブレーキ用レーザー式 安全装置が適切にプレス機械 に設置、使用される要件を規定 する。

例えば、スライドの速度を安全な低スピードに維持することができるプレスブレーキに設置することなど。



レーザー式安全装置

②プレス機械の安全装置の一種として手払い 式安全装置も使用可



主要国でも、このような安全装置の使用を認めていない。



手払い式安全装置については、原則使用禁止にし、 当面の間、一定の両手操 作式のプレス機械に取り付ける場合に限り使用可とする。

